

令和7年度社会福祉推進事業 個別課題について

番号	課題名	概要	上限額(千円)
1	医療扶助における多剤・重複投薬対策等の効果的かつ効率的な実施方法等に関する調査研究	医療扶助は、全額公費で実施される一方、現状、その費用は1.7兆円と、生活保護費全体の約半分を占めている。こうした中、頻回受診や多剤・重複投薬などの課題が顕在化してきており、被保護者の健康被害の防止、医療扶助の適正実施といった観点から、限られたリソースの中、こうした課題に効果的かつ効率的に対応していくことが重要。 このような観点から、次のような調査研究を行い、担当課と意見交換を重ねつつ、その結果を報告書として取りまとめるものとする。 ① 各福祉事務所における頻回受診対策や多剤・重複投薬対策等に関する取組の現状及び課題を把握するための実態把握 ② 他分野(医療保険、医薬品適正使用に関する分野等)における直近の取組や知見に関する文献調査、有識者に対するヒアリング調査 ③ ①及び②の結果を踏まえ、他分野における直近の取組や知見等を医療扶助に最大限有効に活用しつつ、次のような内容を含む提言を取りまとめること ア 対象者の定義の在り方 イ レセプト分析の在り方 ウ レセプトデータを効率的に実施するためのシステム構築の在り方 エ 対象者支援、地域における関係者ネットワーク構築の在り方 等 【特記条件】 健康・医療保険分野におけるヘルスケア・ポリファーマシー対策及びデータベース構築、データ分析に知見を有する事業者であること。	12,000
2	医療扶助等における都道府県による援助等の推進に向けた調査研究事業	令和6年改正生活保護法により新たに創設された「都道府県による医療扶助等に関するデータ分析等を通じた市町村支援」については、令和7年4月1日から施行される。 この仕組みの円滑な施行を図る観点から、国においては、前年度事業の成果を踏まえ、都道府県におけるPDCAサイクルを確立する観点から、データ分析を行うべき共通指標やガイドラインの策定、分析支援ツールの配布等の取組を行うこととしている。 令和7年度においては、前年度事業の成果を踏まえた都道府県レベルにおけるPDCAサイクルの検証に加え、データ分析結果を受けた市町村における取組の強化、PDCAサイクル構築等の観点から、次のような調査研究を行い、担当課と意見交換を重ねつつ、その結果を報告書として取りまとめるものとする。 ① 学識経験者等で構成される検証委員会の設置 ② 福祉事務所による健康管理支援事業の取組等の実施状況を把握するための調査の実施 ③ 都道府県・福祉事務所それぞれのPDCAサイクルを連動させる観点から、ガイドラインの内容や最新の知見を踏まえた、被保護者健康管理支援事業の手引きの在り方の検証 ④ 医療保険や介護保険分野における取組状況の把握 ⑤ 都道府県による取組の内容や目標設定、これを踏まえた市町村の取組等の実施状況を把握するための調査の実施 ⑥ ガイドラインの内容、データ分析ツールの検証 ⑦ ②から⑥までの結果を踏まえた令和8年度に向けた改善方策に関する提言 【特記条件】 健康・医療保険分野におけるヘルスケア・ポリファーマシー対策及びデータベース構築、データ分析に知見を有する事業者であること。	12,000
3	行旅病人及行旅死亡人取扱法、墓地、埋葬等に関する法律及び生活保護法に基づく火葬等関連事務を行った場合等の遺骨・遺体の取扱いに関する課題等の調査研究	引き取り手のないご遺体については、関係法律に基づき自治体が火葬等の関連事務を行うこととなるが、これに関し、ご遺体やご遺骨の取扱いに苦慮するケースがあるとの指摘がある。令和6年度には、自治体の対応状況について、全国アンケートと複数自治体へのヒアリング調査を行うとともに、有識者や葬儀事業者にもヒアリングを行ったところであり、今後、自治体の対応状況の実態、課題や対応事例の整理を含む報告書を令和6年度中に作成する予定である。 令和6年度事業の報告書を踏まえ、今後、自治体への周知等の対応を行う予定であるが、引き取り手のないご遺体の取扱いをめぐる実務上生じる課題は多岐にわたることが分かってきた。令和6年度事業の報告書を踏まえて今後も検討を進める必要があるとともに、令和6年度事業の成果物を踏まえた自治体の対応状況についても、ヒアリング等を通じて把握し、実態に即した対応をさらに検討していく必要がある。 このため、令和7年度は、令和6年度事業の成果物を踏まえた対応状況等についてヒアリングを行うとともに、実務上の課題へのさらなる対応に係る議論の整理等を行う。	10,000

4	被保護者の実態を踏まえた就労支援事業等の推進に関する調査研究事業	近年、生活保護受給者の高齢化が進むとともに、「その他の世帯」が抱える課題が複雑・多様化していると指摘されているなど、就労支援事業への参加率や「その他の世帯」の就労率が低下傾向にある中、就労支援の充実・強化が課題となっている。 また、「就労」は、経済的自立のみならず、日常生活自立・社会生活自立にもつながる点で重要であるが、経済的自立に関しては就労率等による評価を行っているものの、日常生活自立・社会生活自立に関しては定量的な評価手法が確立されておらず、施策の効果が十分に分析・評価されていないといった課題もある。 こうした課題を踏まえ、本調査研究では、以下の内容について検討を行う。特に、これまで経済的自立につながりにくいと考えられてきた「短時間就労等(注)」に焦点を当てることとし、被保護者の就労支援における短時間就労等の活用可能性や、日常生活自立・社会生活自立の観点での施策効果等について検討を進めるものとする。 ・就労支援の観点から見た「その他の世帯」等の実態・課題(働く意欲のある高齢者を含めた世帯員の就労可能性など) ・実態・課題を踏まえた効果的な就労支援の在り方(短時間就労等の積極的活用など) ・全国的に推進するための方策(日常生活自立・社会生活自立の観点での定量的評価手法、KPIの在り方など) 本調査研究では、有識者や自治体関係者から構成される検討会を開催し、上記検討内容に関する報告書をまとめる。検討に当たっては、アンケート調査(短時間就労等を活用した先進的自治体の特定等)、ヒアリング調査(短時間就労等の具体的な活用方策、施策効果の評価方法等)を実施することとする。 (注) 短時間就労等とは、①就労体験の場の提供、②生活困窮者自立支援法に基づく認定就労訓練事業(いわゆる「中間的就労」)の利用、③地域社会と連携した個別求人開拓の実施・業務の切り分け等による仕事の提供、④(シルバー人材センターの臨時的かつ短期的な仕事を含む)その他の軽易な仕事の利用、⑤就労継続支援B型(又はA型)の利用及び⑥継続した雇用関係のない短時間・単発のアルバイト等を想定している。 【特記条件】 第2四半期を目途に、評価指標に関する中間的なとりまとめを行う予定である。	10,000
5	生活保護の査察指導員等の研修等のあり方に関する調査研究	○テーマの背景にある問題意識 各種福祉制度等や職場をめぐる様々な変化(支援する世帯の多様化、制度の複雑化、職員の価値観の多様化、経験豊富な職員の減少等)が進む中で、生活保護事務を円滑に、効果的に進めていく上で、査察指導員や福祉事務所長等管理職(以下「査察指導員等」という。)は最も重要な役割を担っている。一方で、育成するための研修体系やプログラムが確立されておらず、国や都道府県、指定都市において、様々な内容で独自に研修等が実施されており、全国での育成のレベルアップや標準化という観点から課題がある。また、社会保障審議会(生活困窮者自立支援及び生活保護部会)でも、国が査察指導員への研修モデルを提示することなど、人材育成に関する積極的な取組が求められている。これらの状況を踏まえ、研修等の現状と今後の方向性を調査・分析した上で、研修体系や標準的なカリキュラム等を策定し、各自治体へ提供し実施していくことで、査察指導員の実践力向上や管理職によるガバナンスの強化を図ることを目的とする。 ○実施すべき事業内容(アンケート、研修会、検討会) ① 自治体等で実施されている査察指導員等を対象とした各種研修内容の調査、整理・分析 ② 査察指導員等が必要とを感じる知識やスキル(ニーズ)と、時代の変化に即した新たに必要とされる知識やスキルなどを把握するための調査の実施 ③ 査察指導員等に求められる研修等のあり方(研修体系やカリキュラム等)について、①、②を踏まえ、学識経験者や現場の実践者から構成される検討会により検討 ④ 国や都道府県等の役割に応じた研修体系や、標準的な研修カリキュラムを作成 ○成果物の体裁(手引きを作成する、報告書にまとめる、～を提言する、実施する) 査察指導員等の育成に必要な研修体系や標準的な研修プログラムを提示し、上記事業内容に関する事項について報告書としてまとめること。 【特記条件】 生活保護の査察指導員等の業務に関する十分な知見を有していること。	10,000

6	市町村における包括的な支援体制の整備プロセス・評価方法に係る調査研究	○ 包括的な支援体制の整備は、社福法により、市町村に対し努力義務が課されているが、 ・ 市町村からは、整備にあたって踏むべきプロセスや、整備した体制を評価する方法がわからないといった声があがっているほか、 ・ 令和6年6月から実施している「地域共生社会の在り方検討会議」でも、体制整備に向けた検討が進んでいない／検討にあたって重要なプロセス（組織的検討、地域資源やニーズの把握等）を経ることや、定期的なPDCAの実施の必要性について、論点が提示されているところ。 ○ 加えて、包括的な支援体制の整備のための手段の1つである重層的支援体制整備事業についても、同事業交付金の効果的・効率的な執行の観点から、事業開始前・開始後に踏むべきプロセスの提示や、事業実施実態を踏まえた補助基準額の適正化が求められている。 ○ このため、以下により、現状の包括的な支援体制の整備・評価状況や重層的支援体制整備事業の実施・同事業交付金の活用・評価状況を把握し、今後市町村が包括的な支援体制の整備を推進する上で参考となる、体制整備・事業実施のプロセスや評価方法等の例示を行う。 ① 市町村で包括的な支援体制の整備に携わる職員を中心とした調査研究委員会の設置。 ② 市町村・都道府県に対する、包括的な支援体制の整備プロセス・評価・見直し方法等に係る実態調査（体制整備にあたり実施した取組（取組の実施者・関係者、取組内容等）、評価方法・指標等の策定状況・体制整備や取組内容の見直し方法等に係るアンケート・ヒアリング）の実施。 ③ 重層的支援体制整備事業実施市町村に対する、同事業に係る実態調査（実施前の課題、実施目的、実施にあたってのプロセス（既存の相談支援・地域づくりに係る事業等や住民ニーズ・地域資源の把握、把握した実態を踏まえた関係者との対話等）、実施後の課題、実施による効果の評価状況、事業内容の見直し状況、同事業交付金の多機関協働事業等に係る費用等（費目・支出先、費用の経年変化、費用対効果の考え方等）に係るアンケート・ヒアリング）の実施。 ④ ②③の結果や「地域共生社会の在り方検討会議」の議論等を踏まえ、市町村での包括的な支援体制の整備プロセスや評価・見直し方法等の検討・実施、重層的支援体制整備事業・同事業交付金の効果的・効率的な活用に至るよう、体制整備・事業実施のプロセスや評価・見直し方法等の例示。重層的支援体制整備事業移行準備事業実施市町村等での検証。 ⑤ ①～④による成果を報告書等にまとめ、市町村等に周知。	17,000
7	地域連携ネットワーク強化に向けた中核機関の受任調整会議等のチーム体制構築と取組推進に関する調査研究事業	・ 現在、成年後見制度の見直しについて、後見人以外の支援を得て後見人が退任あるいは交代となる場合などが議論され、権利擁護支援の地域連携ネットワークにおける中核機関の役割や位置づけについても、検討を実施しているところである。 ・ 権利擁護支援が必要な人の課題に応じた後見人候補の調整や「退任・交代」時の中核機関の機能は、第二期成年後見制度利用促進基本計画に記された「権利擁護支援チームの形成支援機能」（権利擁護の課題・ニーズの整理、適切な申立の調整、支援方針や後見人等候補者の選任形態の検討やマッチング等）の仕組み、「権利擁護支援チームの自立支援機能」（後見人選任後、チームで支援内容を調整したり、チームの自立に必要なバックアップを行う等）の仕組みを支える「受任調整を含むチーム体制づくり」が重要となる。 ・ R6.4.1時点で中核機関整備済の市町村のうち「受任調整を含むチーム体制づくり」に取組む市町村は746/1,187市町村に留まり、その取組内容や課題が把握されていない。 ・ また、後見人等への苦情が中核機関に寄せられる場合もあるが、関係機関等においても、その対応が整理されていない状況である。 以上を踏まえ、課題を整理、体制づくりが進まない要因分析を行い、市町村の取り組みにつながる具体的な提案と、好事例の周知にて取組みを推進する。 <事業内容> 1 市町村へのアンケートで「受任調整を含むチーム体制づくり」の取組状況や実態を把握。 2 取組み未実施市町村や支援を担う都道府県等へのヒアリング調査。 3 取組済み市町村の様式・書式の収集。 4 上記を基に人口規模や担い手育成状況を考慮した「受任調整を含むチーム体制づくり」の整備パターンや様式の整理、関係機関等の各主体の役割を整理。 <成果物及び活用方法（施策への反映）> 1 「受任調整を含むチーム体制づくり」の整備パターンや様式資料の作成（研修スライド等） 2 課題や提案等をまとめ、「権利擁護支援チームの形成支援機能・自立支援機能」を強化するための手引きを作成する。 成果物は厚労省HP（ポータルサイト）、研修等で、都道府県・市町村・中核機関等へ周知、活用を図る。また、中核機関の法整備時の参考とする。	10,000

8	アフターコロナ期における自立相談支援事業等の支援員の配置状況・業務等の実態把握等の調査研究事業	自立相談支援事業・就労準備支援事業・家計改善支援事業における支援員の配置状況や業務量等を調査・分析し、適切な人員配置のあり方等について整理する。 1 具体的内容・手法 - 人口規模別にみた支援員の配置状況や支援1人あたりの対応している利用者の状況、各種支援員の役割分担の状況等の把握を行うため、全国の自治体に対してアンケート調査及びタイムスタディ・ヒアリング調査を行う。 - 調査結果を基に、有識者や支援者等による検討会を開催し、各支援に係るコスト分析や各種支援員に求められる専門スキルの整理、現行の補助体系の課題整理等を通じて、適切な人員配置の体制のあり方について整理・検討を行う。 2 成果物及び活用方法(施策への反映) - 標準的な支援コストや人員配置のモデル等を整理して報告書にまとめ、自治体の体制づくりの支援ツールとして活用する。	15,000
9	持続可能な民生委員制度の構築に向けた調査研究事業	令和4年12月の民生委員の一斉改選の結果、各自治体が定める定数24万547人に対して約1万3千人が欠員となり、多くの地域において担い手の確保が課題となっている。さらに昨年開催された「民生委員・児童委員の選任要件に関する検討会」においては、居住要件の見直しその他、民生委員の担い手確保対策について引き続き検討すべきと議論の整理が行われたところである。 このような状況を踏まえ、民生委員の担い手不足の解消に向けて、民生委員が活動しやすい環境の整備や負担軽減を行うため、各自治体の取り組み・手続き等の実態把握のための調査及びヒアリングを実施し、外部有識者の評価等を踏まえ、報告書をまとめる。平行して、自治体、民生委員、学識経験者を構成員とする民生委員の担い手確保を推進するための議論を行う委員会を設置し、現役世代など多様な主体が民生委員活動に参加できるようにする方策、民生委員活動の業務負担軽減の方策、民生委員活動を支える体制のあり方等について検討を行う。 - 委員会の設置・運営 - 実態把握のための調査、ヒアリングの実施(各自治体(都市部、過疎地等)における推薦の実態、推薦会の構成、民生委員の負担軽減に向けた取り組み、今後期待できる推薦母体等) - 報告書のとりまとめ 【特記条件】 - 内示後速やかに事業を開始できること - 委員会は原則対面で実施すること - 委員候補者選定は厚労省の担当課と十分調整の上行うこと	15,000
10	地域共生社会の実現を目指した単身世帯等を対象とした生協の関わり方についての調査研究事業	○ 生協は、組合員の生活の安定と生活文化の向上を図ることを目的とした組織であるが、併せて、コミュニティの一員として、あらゆる人々が安心して暮らすことのできる地域社会の構築に貢献することにも価値を置いている。 ○ 実際、全国で延べ6,000万人を超える組合員を要する生協の中には、地域において行政等と連携を図りながら、地域社会を支える担い手となっている実績も多数見られる。 ○ これまで、地域における生協の事業の対象となり、かつ、組合員としての活動にも取り組む者は、家庭構成が二人以上の世帯員から成る世帯が中心となってきた。 しかし、今後、我が国においては、人口減少が進むとともに、単身世帯が増加することが予測されている。また、単身世帯は地域社会そのものや地域の生協とも関わりが少ないと考えられるが、これは単身世帯に限らず、ひとり親世帯等も同様と想定される。 このような状況を踏まえると、単身世帯やひとり親世帯等に対して、必要な事業や活動を提供したり、これらの世帯に必要に応じて生協の活動にも参画してもらうことができるか否かが、誰もが生きがいや役割を持ち、安心して暮らすことのできる地域共生社会を実現する観点から重要な課題となっている。 ○ したがって、本調査研究事業では、単身世帯を始めとする地域社会そのものや地域の生協とも関わりが少ないと考えられる世帯等に、「生協の存在や役割を理解してもらい、必要に応じて生協へ参画してもらう」ために、これらの者(世帯)のニーズに応えることのできる事業や活動及びその構築プロセス並びにこれらの者に対する効果的なアプローチ方法(関係機関との連携等の方法も含め)について、地域で先駆的な取組を行っている生協や社会福祉法人やNPO等他の社会的取組を行っているセクターの活動事例等も含めて調査を行いつつ、有識者からなる検討会で、基本的な考え方や具体的な方策に関して検討を深める。 ○ その結果を最終的に報告書にとりまとめ、生協関係者はもとより、自治体、社会福祉関係、その他地域で活動する団体等を始め、広く国民一般に周知する。 【特記条件】 生協の理念、歴史的経緯、現況及び具体的な取組等に係る調査研究を実施したことがあるなど、生協に係る調査研究を効果的・効率的に実施できる団体であることが望ましい。	10,000

11	ひきこもり支援における共同生活等による支援のあり方に関する調査研究	自宅から離れたひきこもり状態にある本人に対し共同生活により支援(合宿支援)を実施し、社会への繋がりを促すなど効果的に取り組んでいる民間事業者がある一方で、本人の同意なく強引に連れ出して満足な支援が行われず、法外な料金を取る、いわゆる「引き出し屋」と呼ばれる悪質事業者も散見されている。そこで、合宿支援を実施する施設の運営状況や支援内容を詳細に把握し、自治体にとって悪質事業者との差別化が図れるような標準的な支援例を明らかにするとともに、標準的支援を実施する事業者一覧を自治体へ示せるようにする。 - 合宿支援を実施する施設の運営団体、代表者、所在地、支援内容、金額、利用方法、支援実績等を調査し、支援類型別にまとめる。 - 合宿支援の有効性を明らかにし、支援経験者を講師とした自治体向け研修会を開催する。 - 合宿支援に必要な要件等をまとめ、事業者が自己評価できるチェックリストを作成する。 - 調査研究報告書を作成する。 【特記条件】 合宿支援を実施する法人又は事業者、関連法人は対象としない。第三者として客観的な内容を確認できる団体が望ましい。	10,000
12	地域住民主体の地域づくりに係る背景と福祉行政との連携体制の構築過程に関する調査研究	○ 包括的な支援体制の整備は、社福法により、市町村に対し努力義務が課されているが、整備にあたり行われる地域づくりに係る施策では、住民ニーズや既存の地域資源の把握も行わず、先進事例とされる地域活動と同様の活動を住民に行わせようとする傾向にあることが指摘されている。また、地域づくりを行う上では、まちづくりや地方創生分野と地域の生活課題を受け止める専門性のある相談体制との連携・協働が重要であることも指摘されている。 ○ しかしながら、その活動が住民ニーズにあわない場合や既に同様の活動が実施されている場合は、新たに活動を行わせることの効果は薄く、またそもそも地域活動は行政が行わせるものではなく、住民が自らの生活の中で感じている課題の解決や、よりよく暮らすために行うものである。 ○ こうした地域活動に係る事例集はこれまでも多数作成されてきたが、これまでの事例集では活動そのものに着目し、なぜその活動が行われるようになったのか、行政や地域活動を支援する団体等がその活動に対してどのように関わったのか、専門性のある相談(行政含む)との連携協働等、活動が行われるまでのプロセスに対する説明が不足しており、活動を行わせさえすればよいと市町村が誤認する原因にもなっているほか、まちづくり分野等との連携・協働した取組の重要性も十分に浸透していない。 ○ このため、市町村が、本来地域活動が行われるまでにどのようなプロセスが踏まれているか、プロセスを踏むにあたり、どのような支援を行うことが効果的か等を理解し、まちづくり分野等と地域の生活課題を受け止める専門性のある相談体制との連携・協働した取組が実施できるよう、以下により、最終的にどのような地域活動が行われたかは記載しない、地域活動が行われるまでのプロセスとそれに対する行政や地域活動を支援する団体等の役割、地域活動が行われたことによる地域住民等への効果のみを提示したまちづくり分野等との連携・協働の取組事例集の作成等を行う。 ① 住民が、自らの生活の中で感じている課題の解決やよりよい暮らしのために主体的に開始した活動であって、開始にあたり行政や地域活動を支援する団体からの支援等を受けた活動事例や、地域住民が主体的に行う活動と専門性のある相談体制との連携協働事例の収集(全国10事例程度。地域住民の生活支援や生きがいがいづくり等、福祉的な側面の効果がある事例を想定。深刻な過疎地域における事例又は過疎地域において活用できる事例等も含むこととする)。 ② ①で収集した事例における活動の実施者である住民や支援を行った行政・団体に対する、活動目的(地域生活課題等)、活動が行われるまでのプロセス、支援時期・内容、支援にあたっての課題・評価、効果的な支援の在り方等に係るヒアリングの実施。 ③ ②を踏まえ、地域活動が行われるまでのプロセスとそれに対する行政や地域活動を支援する団体等の役割(効果的な支援方法)、地域活動が行われたことによる地域住民等への効果のみを提示した事例集の作成。 ④ ①～③による成果を報告書等にまとめ、市町村等に周知。 【特記条件】 地域活動が行われるまでのプロセスや、行政や地域活動を支援する団体等の役割を丁寧に分析する必要があることから、全国の多様な地域活動団体とのネットワークを有し、実際に地域活動の立ち上げ支援に携わった経験を有する団体であること。	12,000
13	社会資源を活用した居住支援の充実に関する調査研究	単身世帯の増加や持ち家比率の低下等により、今後、生活困窮者をはじめとする住宅確保要配慮者(以下「要配慮者」という。)の居住支援ニーズは高まることが見込まれるが、居住支援は住まいの確保のみならず、要配慮者一人ひとりの課題等に応じた入居後(入居中)の生活支援の提供も求められている。こうした中、生活困窮者自立支援法や住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律を改正し、自治体による居住支援事業の努力義務化や居住サポート住宅の認定制度の創設など、居住支援の強化を図っている。居住支援を行うに当たっては、賃貸人(大家等)と要配慮者の双方の安心・円滑な民間賃貸借契約の締結の上で、福祉分野と住宅分野等の様々な関係者が情報を共有し、相談時期(入居前、入居中等)や内容に応じて、地域居住支援事業等、様々な社会資源を組み合わせる必要な支援を実施することが重要となってくる。 このため、各自治体が、効果的な居住支援を展開できるよう、特に、社会資源の活用状況に関する調査や居住支援の事例を収集し、有識者、関係者、自治体等による検討会において、居住支援を進めるに当たっての事例や課題等を分析し、どの自治体でも実施可能な社会資源の把握方法や活用方法(連携のあり方や留意点等)、居住支援の取組方法(取組内容、その取組が求められる具体的な場面、留意点等)などの支援手法やプロセス等を報告書としてとりまとめる。あわせて、関係者向けの研修会等を開催して、積極的な周知を行う。 【特記条件】 事業の実施にあたっては、令和6年度「生活困窮者自立支援制度における居住支援の効果的な実施に向けた調査研究事業」を参照すること。検討会の委員構成について、厚生労働省と調整の上、事業を実施すること。	10,000

14	地域共生社会の実現に向けた隣保館の在り方に関する調査研究事業	① 地域における隣保館の役割、これまでの相談支援、福祉事業等の活動実績・実例を調査・収集・ヒアリングを実施し、「地域共生社会の実現」に向けた取組における包括的支援体制や重層的支援体制整備事業における隣保館の今後の展望、在り方を整理する。 ② 少子高齢化等により隣保館を含む公共施設等の利用需要が変化していくことを踏まえ、持続可能な地域社会の形成の一助とするため、他施設との複合化や隣保館の集約化の改築、ハザードマップ等を踏まえたより安全な地域における移転改築の成功事例を実地及び書面調査・収集・ヒアリングを実施し、防災機能の強化、利便性の向上、地域資源の効率化等を図り、将来に渡って地域に必要とされる隣保館となるよう整備の在り方を整理する。 以上、①、②について課題整理・分析、提案、好事例を報告書にとりまとめ、周知することにより隣保館の取組みを推進する。	10,000
15	ひきこもり支援ハンドブックに基づく人材育成カリキュラムに関する調査研究	ひきこもり支援ハンドブックは令和6年2月から運用を開始している。これまで指針とされていた『ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン』で定義したひきこもり概念から、ひきこもり支援の対象者像として転換したこと、さらにひきこもり支援の目指す姿を記載していること等が大きな変更点である。 基礎自治体におけるひきこもり支援の取組は、ハンドブックを参考にしながら実施していくことを想定しているが、そのハンドブックで目指す支援の実現に向けた人材養成の手法について検討が必要となっている。 そこで、本調査研究において ・ハンドブックの利活用の状況把握を目的に自治体に対して、実施状況を調査する。 ・ハンドブックを効果的に利活用できるよう、ハンドブックの内容を踏まえた人材育成カリキュラムを検討するとともに、全国の自治体をエリアに分け、複数エリアにおいて人材育成研修会(講演会含む)を開催する。	10,000
16	社会福祉主事任用の実態等に関する調査研究	社会福祉主事は、福祉事務所現業員として任用される者に求められている資格であるが、着任時点で任用要件に満たない者は業務に従事しながら通信講座を受講することにより、資格を取得している。今般、「令和6年度の地方からの提案に関する対応方針」(R6.12.24閣議決定)において、「任用要件について実務経験を勘案することを含め検討」とされたことを踏まえ、令和6年度に実施した福祉事務所現業員の実態把握結果を分析等の上、受講に当たったの負担感等、社会福祉主事任用要件の課題等を明らかにし、実務経験の勘案を含め検討を行う。 ○事業内容 1 有識者検討会の設置・運営 2 ヒアリング調査の実施(必要に応じてアンケート調査実施) (福祉事務所 査察指導員、現業員等) ○成果物 主事任用要件について課題を明らかにした報告書をとりまとめる。	10,000
17	災害時の福祉的支援におけるコーディネーターやスーパーバイザーの機能と役割等に関する調査研究	○問題意識 災害時の福祉的支援の場面では、被災地域におけるコーディネーターやスーパーバイザーとしての役割を担う社会福祉士等の専門職の活動が欠かせない。平時から発災時に至るまでの地域における関わりや、発災後の避難所や仮設住宅移動後の支援など、様々な場面でその活躍が期待される。とりわけ災害対策関連法制において福祉的支援の充実が強調される現在において、災害時要配慮者の生活のためのニーズをアセスメントし必要な社会資源につなげていくことは、重要なものとなっており、今後、どこで発生するか分からない災害に対する備えとして、発災時やその前後におけるコーディネーターやスーパーバイザーの機能と役割等について、その実態を一連のものとして把握し、課題を整理の上、その活動内容等が見える化(事例集作成)すること等が必要。 ○事業内容 1 有識者検討会の設置・運営 2 ヒアリング調査の実施(災害時の福祉的支援や取組みに経験を持つ者や団体等) ○成果物 事例集の作成を含めて報告書としてとりまとめるとともに、自治体や社会福祉協議会等の関係機関に配布する。	8,000

18	社会福祉連携推進法人制度の活用の促進等に関する調査研究事業	希望する社会福祉法人が、法人間の連携・協働や社会福祉連携推進法人の設立に向けて取り組めるよう、①連携・協働化の選択に資する効果的な先行事例を収集して事例集を作成するとともに、②関係者が交流して意見交換を行う全国的な報告会等を開催し、制度のメリット等の共有及び制度を普及することにより、希望する法人が円滑に取り組めるような環境整備を図り、もって適切な法人運営に資することを目的とする。 (実施すべき事業内容) ① 連携・協働化に取り組んでいる社会福祉法人や社会福祉連携推進法人に対して、下記についてのアンケートやヒアリング等により調査を行い、事例集としてまとめること。なお、社会福祉法人が、連携・協働化を検討するための資料として活用できるものとする。 ・ 法人間の連携又は社会福祉連携推進法人の設立のきっかけや連携先との関係づくり、体制や運営方法など、連携・設立までの検討課題や具体的な動き。法人規模や介護・障害・保育の種別、地域性等に着目して分類するなど、連携等を希望する法人がイメージしやすい構成とすること。 ・ 連携・協働による取組又は連携推進業務について、効果的・効率的な実施方法と参加法人における効果など。法人が抱えていた課題に対する直接的な効果のほか、連携等により得られる影響や負担感等についても把握・分析を行い、連携・協働の方針・方策を考える際の検討材料となりうる情報とすること。 ・ その他連携・協働化に関する情報 ② 社会福祉連携推進法人の経営者、社会福祉連携推進法人設立や法人間の連携・協働に取り組みたい関係者などへ広く周知するために①の結果を報告し、関係者が意見交換を行う報告会等を開催すること。開催後も、その映像及び議事の内容をホームページにて公開すること。また、参加した関係者に対して必要な情報及び支援に関するアンケート調査を行うこと。	10,000
19	社会福祉士養成課程におけるソーシャルワーク実習の標準化と充実等に向けた調査研究	○問題意識 令和3年度から社会福祉士の新しい教育内容が実施されているが、この教育内容の見直しでは、地域共生社会の実現を推進していくためにソーシャルワーク機能の実践能力を有する社会福祉士の養成が必要であることが強調され、とりわけ実習教育の充実が行われたところ。実習時間数を拡充(180時間から240時間へ)、加えてソーシャルワーク機能の異なる実習施設での実習に見直し(1箇所から2箇所以上での実習へ)がなされている。 ただし、社会福祉士国家資格の受験資格ルートは複数あり(現行制度では計12ルート)、それぞれ養成期間には違いがあることから(福祉系大学ルートは4年、一般養成施設ルートは1年)、新しい教育内容は令和3年度以降に順次実施、令和6年度に移行期間が終了したばかりであり、各大学・養成施設のの違いによって実習教育に偏りが生じていることが想定されているところ。専門職養成にとって実習教育は重要な位置にあるが、それぞれの教育場面において、拡充された実習時間・実習施設を確保しつつ、「教育に含むべき事項」もまたカバーしていくための課題も見えてきている。 こうした問題意識の下、新カリキュラム移行後の評価が令和7年度以降に可能となることから、各大学・養成施設で行われている実習教育の取り組み状況と課題把握を行い、実習教育の標準化と充実につなげていくための基礎資料を得る。 ○事業内容 1 有識者検討会の設置・運営 2 アンケート調査の実施(福祉系大学等、社会福祉士養成施設等) 3 ヒアリング調査の実施(福祉系大学等、社会福祉士養成施設等) ※対象選定にあたっては、通学課程と通信課程の違いや地域性にも配慮 ○成果物 報告書としてとりまとめる。	8,000
20	災害福祉支援ネットワークの運営やDWATの派遣手続き等の標準化に関する調査研究	災害時において、要配慮者から求められる福祉的ニーズに対応するため、各都道府県においては、平時から必要な支援体制を確保するための「災害福祉支援ネットワーク」の構築や、災害時に避難所等で避難生活をおくる要配慮者に対して支援を行う「災害福祉支援ネットワーク(DWAT)」の配置をしている。 令和6年能登半島地震においては、全ての都道府県からDWATが被災地に派遣されているが、その経験を今後の起こりうる災害にいかしていくため、令和6年度に実施した検証事業の結果も踏まえ、有識者や関係団体等による検討会において災害福祉支援ネットワークの運営やDWATの派遣等に係る標準的な運営要領(案)の作成を行う。その際、都道府県によっては既にマニュアル等を策定している場合もあることから、アンケート調査やヒアリングを通じて既存のマニュアル等を収集するとともに、課題認識についても確認を行う。	10,000

21	介護福祉士養成課程における災害時の介護に係る教育のあり方に関する調査研究事業	能登半島地震では、1.5次避難所を始め被災した要介護者への支援を、介護福祉士を始め多くの介護職員が担い活躍をしたところである。一方で、平時ではない環境の中で介護実践をするにあたり、生活支援技術の提供方法や他職種との連携等において課題もあげられた。災害が頻発している状況において、日頃から災害時の要支援・要介護者への介護について備えておくことが重要である。 2019年のカリキュラム改正では、介護福祉士養成課程新カリキュラム教育方法の手引き(日本介護福祉士養成施設協会, 2019)において、「介護の基本」の想定される教育内容の例として、災害と介護福祉士の役割が記載され、その他の科目においても、災害に関連したものが示された。カリキュラム改正を受けて、各養成校で災害時の介護に関する教育を実施していることが想定されるが、養成校における災害時の介護に関する教育は始まったばかりである。 災害が頻発している状況の中で、日頃の介護と災害時において要介護者の生活を守るための介護実践について、介護福祉士の活動の実態把握と共に課題とニーズの整理を行い、介護福祉士養成教育における災害時の介護の教育について検討する。 (事業内容) 1 検討会の設置 2 アンケート調査の実施 ・介護福祉士養成校の教員、介護福祉士会会員(災害時の介護経験のある者) 3 ヒアリング調査の実施 ・介護福祉士養成校教員(特に能登半島地震の際に、1.5次避難所に介護職として現地に入った教員)、介護福祉士会会員 4 災害時の介護についてのポイントと教育事例集の作成	8,000
22	困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行状況等に関する調査研究事業	○テーマの背景にある問題意識 「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」(令和4年法律第52号)において、政府は法律の施行後三年を目途として法律の施行状況について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるとされているため、検討に必要な基礎資料を得る必要がある。 また、困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画(都道府県基本計画、市町村基本計画)については、都道府県に対して策定が義務づけられているが、市町村に対しては努力義務とされているため、市町村基本計画の策定を促していく必要がある。 ○実施すべき事業内容 本調査研究事業において、 - ア 女性支援の実施状況に関する厚生労働省より示された事項について実態調査を行い、公的機関における一時保護や施設入所に係る現状や課題等を整理し、今後の女性支援のあり方等に関する検討に必要な基礎資料を作成する。 - イ 都道府県・市町村における基本計画の策定状況やその内容について調査・分析を行う。 ○成果物の体裁 上記調査研究の結果について報告書(紙媒体(数部)及び電子媒体)にまとめる。なお、アについては、令和7年10月までに調査結果をとりまとめ、国へ報告するものとする。 【特記条件】 アの調査結果については、令和7年10月までに調査結果をとりまとめ、国へ報告するものとする。	10,000
23	自殺対策におけるSNS相談事業ガイドラインの見直しに関する調査研究事業	自殺対策においては、平成29年に発生した座間市における事件の再発防止策の一つとして、多くの若者が日常的なコミュニケーション手段として用いているSNS(social networking service)を活用した相談事業を平成30年3月から開始した。また、平成30年度には、既存の対面相談や電話相談と異なり、文字でやりとりするSNS相談事業の発展を目的として、SNS相談事業実施団体のノウハウ等を集約した「自殺対策におけるSNS相談事業(チャット・スマホアプリ等を活用した文字による相談事業)ガイドライン」をとりまとめた。 当該ガイドラインの作成から6年が経過したことから、本調査研究では、SNS相談における相談の質の維持・向上を図ることを目的として、 ① SNS相談事業者や自殺対策関係団体、有識者等で構成される検討会の設置 ② SNS相談事業の現状把握及び課題の整理(相談体制の調査・相談実績の分析 等) ③ 若者のSNS利用の現状把握(低年齢化、若者言葉、ネットスラング 等) ④ 他分野のSNS相談事業のマニュアル等の分析 ⑤ チャットボット(AI非搭載型)や生成AIを活用した先行事例の把握・分析 を行い、ガイドラインの見直しを行う。また、併せて、事業の今後のあり方についての検討も行う。	9,000

24	地域生活定着支援センターの職員養成を目的とする実地研修の評価スケール開発に関する調査研究事業	○テーマの背景にある問題意識 事業開始から15年が経過し、令和3年度からは矯正施設出所者だけではなく、新たに被疑者被告人を対象とした業務が位置づけられるなど、より専門的な知識やスキルを身に付けることが求められており、職員養成に関する積極的な取組が求められている。 厚生労働省では、令和2年度から全国のセンター職員に特化した人材養成研修事業を実施し、センター業務に関する基本的な考え方や支援技法等を中心とした研修カリキュラムを提供してきた。 令和6年度には、実地による研修プログラム(実地研修)を新たに導入したところ、支援現場における実践力を習得する上で、先進的なセンターで行う実地研修への参加ニーズが高く、また、実地研修修了者/受入センター双方にとっても効果的であることが分かったものの、実際に事後にどのような効果(地域での展開等)が表れているかが掴めていない。 こうした状況を踏まえ、研修転移の事後評価等も含め、どのような実地による養成研修が効果的であるかを図るための評価指標等を定めた評価スケールの開発を行い、既存の人材養成研修事業等への還元、さらには効果的なセンターの業務運営に資することを目的に実施する。 ○実施すべき事業内容(アンケート、研修会、検討会) ・実地研修修了者の後追い調査(調査・ヒアリング) ・評価スケール開発委員会 ・実地研修に係る「評価スケール」の開発等 ○成果物の体裁(手引きを作成する、報告書にまとめる、～を提言する、実施する) ・実地研修に係る「評価スケール」を開発するとともに、「評価スケール」による効果検証手法の提案 ・後追い調査結果も踏まえ、人材養成研修事業等への還元方法及び効果的なセンターの業務運営のあり方を提言する	6,000
----	--	---	-------

※「その他個別課題に関連すると認められる先駆的・試行的調査研究事業」は公募しない。